個別約款（一般料金Ｓ契約）

2026年10月1日実施

ＴＧオクトパスエナジー株式会社

目　　次

１．用語の定義 1
２．適用条件 1
３．料金 1
４．その他 1
付則 2
（別　表） 3

１．用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「一般料金Ｓ契約」とは、当社が別に定める「ガス需給取次基本約款(大阪ガスエリア)」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

２．適用条件

本個別約款は、お客さまが一般料金Ｓ契約を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。

３．料金

大阪ガスは、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款第19条第2項第2号を以下のとおり読み替えるものといたします。

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第３に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 177,860 円以上となった場合は、177,860 円といたします。

(算　式)

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×0.9476

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×0.0569

(備　考)

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

４．その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

１．本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。

２．「19 単位料金の調整」(2)②177,860円(以下「上限価格」という）について

各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第548条の４および基本約款２の規定により、上限価格を見直すことがあります。

（別　表）

料金表

1.　適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ　使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｅ　使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｆ　使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｇ　使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｈ　使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2.　料金表

①　料金表Ａ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，３３５．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１４８．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

②　料金表Ｂ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，４１５．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１４４．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

③　料金表Ｃ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，６８０．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１３８．７０円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

④　料金表Ｄ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	２，１２９．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１３４．２１円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤　料金表Ｅ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	３，５６１．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１２７．０５円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥　料金表Ｆ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	３，８８６．５０円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１２６．１２円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦　料金表Ｇ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７，０３６．５０円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１１９．８２円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧　料金表Ｈ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７，３５６．５０円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１１９．５０円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。